

2026年 JMRC近畿SSラリー共通規則書

第1章 総 則

本共通規則は2026年に開催されるJAF近畿地域クラブ協議会(以下JMRC近畿と称する)SSラリーシリーズ競技会に適用される。本共通規則書に記載されていない競技運営に関する実施細目および指示項目は、各競技会特別規則書および公式通知によって示される。尚、各競技会特別規則書に記載された内容は、その指示する範囲において本共通規則より優先する。また、各競技会の競技参加者およびクルーは当該年度JAF国内競技規則およびその細則、当該年度JAF国内競技車両規則、JAFの公示、本共通規則および各競技会特別規則を熟知・承認して参加するものとする。

第2章 特別規則書に記載する内容

公 示

FIA国際モータースポーツ競技規則およびその付則に準拠した一般社団法人日本自動車連盟(JAF)の国内競技規則およびその細則、当該年度日本ラリー選手権規定、JMRC近畿共通規則及び本大会特別規則に従って開催される。

第1条 プログラム

1. 参加申込の開始日時：
2. 参加申込の締切日時：
3. レッキの受付日時および場所：
4. 参加確認の日時および場所：
5. 公式車検の日時および場所：
6. 第一回審査委員会の日時および場所：
7. ブリーフィングの日時および場所：
8. スタートの日時および場所：
9. レグ1のスタートリスト発表日時および場所：
10. リスタートの出走申請締切日時および場所：[複数レグの場合記載]
11. レグ2のスタートリスト発表日時および場所：[複数レグの場合記載]
12. 暫定結果の発表日時および場所： (予定)
13. 表彰式の開催日時および場所： (予定)

第2条 競技会の名称

2026年JAF中部・近畿地方ラリー選手権第○戦
2026年JMRC近畿SSラリーシリーズ第○戦
○○○ラリー

第3条 競技の格式

JAF公認：(国内/準国内) 格式競技 公認番号：2026-3300号

第4条 競技種目

ラリー競技開催規則の細則「スペシャルステージラリー開催規定」に従ったスペシャルステージラリー

第5条 開催日程および開催場所

1. 2026年 月 日()～ 日()の○日間
2. ○○県○○市周辺
3. ラリースタート：
4. ラリーフィニッシュ：

第6条 競技会本部(HQ)

1. 所在地、名称、電話番号
[※各レイアウト図は、細則にて記載すること]

第7条 コース概要

1. スペシャルステージの路面：
2. 総走行距離：○○○km(予定)
3. スペシャルステージの総走行距離：○○km(予定)
4. スペシャルステージの数：
5. セクションの数：
6. レグの数：

第8条 オーガナイザー

JAF登録加盟クラブ「名称、所在地、代表者氏名」

第9条 組織

【大会役員】 [必要に応じて記載]

【組織委員会】

組織委員長：
組織委員： 組織委員：

【競技会主要役員】

1. 競技会審査委員会
審査委員長： (JMRC近畿派遣)
審査委員： (JMRC中部派遣) もしくは (組織委員会任命)
2. 競技役員
競技長： 副競技長：
コース委員長： 計時委員長：
技術委員長： サービス管理者：
救急委員長： 事務局長：
3. コンペティターズリレーションズオフィサー(CRO)：

第10条 参加申込受付期間

1. 受付開始：
2. 受付締切：

第11条 参加申込および問い合わせ先(大会事務局)

1. 大会事務局：
住 所：
担 当：
電 話：
E-mail：

2. 参加申込は、J A F 公認ラリー参加申込書（J M R C 近畿統一様式）に必要事項を正確に記入し申込期間内に行うこと。
3. 提出書類：
4. 参加料：
5. その他（サービス他、有料の場合には全て記載）
6. 支払い方法

第12条 保険

競技参加者は、ラリー競技に有効な対人賠償保険（又は各種共済等）及び搭乗者保険（又は各種共済等）対物賠償保険（又は各種共済等）に加入すること。

○未加入者は、主催者の特別規則書等に記載された手続きを行うこと。

○当該競技会に有効な任意保険に加入済みの競技参加者は、保険証書または保険の加入を証明できる書類の写しを必ず送付すること。

第13条 音量規制

使用できるマフラーは、保安基準適合品であること。また平成22年以降に制作された車両については、そのマフラーが保安基準適合品であることを証明できる資料を車両申告書にそえて提出し、また常に携帯すること。但しRPN・AE車両は、当該年度JAF国内車両規則に準じること。

第14条 参加台数

参加台数は、原則として全クラスを通じ最大75台とする。申込台数が75台を越えた場合は、競技会組織委員会の選考により決定する。

第15条 レッキの実施方法

具体的な実施方法を明記

[※具体的な実施方法が記載できない場合は、「レッキのタイムスケジュール、実施の詳細はコミュニケーションにて示す」を必ず記載すること]

第16条 タイヤ

市販タイヤに限る。但し特別規則書により、使用できるタイヤおよび本数を制限できる。

第17条 セレモニアルスタート／フィニッシュ

セレモニアルスタートおよびフィニッシュを実施する場合は、特別規則書で記載する。

[※詳細が記載できない場合は、「詳細はコミュニケーションにて示す。」を必ず記載すること]

第18条 タイムコントロール

公式時刻は、日本標準時を基準とした競技会計時委員の時計による。各レグの最後のコントロール（その直前にサービスパークがある場合はその出口のコントロール）について、タイムペナルティを与えない場合は、その旨記載すること。

第19条 スペシャルステージ

1. 計時は、印字機能を持つクロノメーターにて1/10秒まで計測する。
2. スタートは、スタートリスト順または直前のTC通過順に1分間隔とする。
3. スタートの方法および合図は、ラリー競技開催規定細則「スペシャルステージラリー開催規定 第3章 28条6」に従って行う。

[スタート灯火信号を使用する場合は故障時の対応を含め詳細を細則5にて記載すること。]

4. 上記1. から3. に該当しないスペシャルステージを設ける場合、細則7. に記載するこ

と。

第20条 整備作業

1. 整備作業の監督を担当する競技役員名：
2. 整備作業を行うことができる場所：
3. サービスカーの管理方法：
4. 整備作業の報告：
5. ラリー競技開催規定細則：スペシャルステージ開催規定第3章第16条サービスに該当しないサービスを設ける場合、細則8. に記載すること。

第21条 賞典

第22条 その他

選手権外併設クラスを設ける場合には、当該特別規則書に参加料、参加車両、クラス区分、賞典などを必ず記載すること。

第23条 細則

- 細則1. アイテナリー
- 細則2. レッキスケジュール
- 細則3. コンペティーターズリレーションズオフィサー（CRO）
- 細則4. HQレイアウト、サービスパークのレイアウト等
- 細則5. 信号灯によるスタート手順
- 細則6. ゼッケンおよび広告
- 細則7. スペシャルステージ
- 細則8. サービス

第3章 競技参加に関する基準規則

第24条 参加車両

当該年度JAF国内競技車両規則ラリー車両規定（RRN・RJ・RPN・RF・AE）に従った車両、JAF中部近畿ラリー選手権各クラスと同じとする。シリーズ車両区分の車両規則の他、下記の条件を満たすこと。なお、RPN車両については同一車両型式のJAF登録年が2006年1月1日以降の車両のみ参加が認められる。

1. 車両に装着された騒音防止装置は道路運送車両の保安基準に適合するものであること。但しRPN・AE車両は、当該年度JAF国内車両規則に準じること。
2. すべてのRF車両、RPN車両およびAE車両は、下記のロールゲージを装着すること。
 - ①6点式+左右のドアバーを基本構造とした40φのロールゲージを装着しなければならない。
 - ②気筒容積が2000ccを超える車両については、少なくとも1本の斜行ストラットを取り付けたロールゲージを装着することを強く推奨する。
3. メーカーラインオフ時に装備されている安全ベルト（3点式等）に加え、4点式以上の安全ベルトを装備すること。6点式以上のFIA公認安全ベルト（有効期限内）の装着を強く推奨する。
4. タイヤの制限は第16条のとおりとする。
5. 1本または複数のスペアホイールを搭載しなければならない（ただし当初の車両に搭載されていない場合はこの限りではない）。

6. エアフィルターカートリッジケースを変更することは出来ない。ただし、フィルターエレメントの材質は自由とする。
7. 過給器付車両へのエアリストリクター装着は任意とする。装着する場合のサイズは、最大内径33mm（外径39mm未満）とする。DE-1クラスについては、エアリストリクターを装着しない場合は、ECUの変更・改造は一切認められない。
8. ホイールは車両の総排気量に従って定められる下記の最大直径および最大幅を超えていないこと。

DE-1 最大直径18インチ 最大幅8.0インチ

DE-2 最大直径18インチ 最大幅7.5インチ

DE-5 最大直径18インチ 最大幅7.0インチ

DE-6 最大直径18インチ 最大幅8.0インチ

※三菱ランサーおよびスバルインプレッサ、WRXはホイールサイズが少ない事を考慮し最大直径18インチ 最大幅8.5インチまでとする。

9. 各クラスで使用されるタイヤは、以下に記載の最大幅（タイヤに刻印されたサイズ）を超えていないこと。

DE-1 最大幅235ミリ

DE-2 最大幅225ミリ

DE-5 最大幅215ミリ

DE-6 最大幅235ミリ

※三菱ランサーおよびスバルインプレッサ、WRXはホイールサイズが少ない事を考慮し最大幅（245）ミリ（タイヤに刻印されたサイズ）までとする。

10. 競技参加者が車載カメラを装着する場合、その設置は以下の要件を満たさなければならない。

- 車体の表面からはみ出してはならない。
- コックピット内では、ダッシュボードの最後端点を通る垂直横断面とドライバー／コ・ドライバー（ナビゲーター）座席の最後端点を通る垂直横断面の間にカメラを設置することは（その取り付け部を含めて）禁止される。
- 取り付けは、ネジ止め、金属ネジ止めクランプ、金属インサートのみで行わなければならない。（禁止；接着剤、両面テープ、粘着剤、吸盤など）
- 取り付けはロールバーに堅牢に固定し、ロールバーからの突起物は最低限に抑えること。ロールバーに対する加工、改造は認められない。
- 競技会公式車両検査前に設置しなければならない。
- クルールの視界、緊急時の出入り、脱出の妨げになってはならない。
- スマートフォン、タブレットなどの設置も同様の要件を満たさなければならない。（トラッキング機材は除く）

第25条 クラス区分

参加車両は下記の気筒容積別に区分される。過給器付きエンジンの換算係数はガソリンエンジンの場合×1.7、ディーゼルエンジンの場合×1.5とする。

DE-1クラス 4輪駆動のRRN

気筒容積が2500ccを超える4輪駆動のRJ、またはRF車両。

DE-2クラス 2輪駆動のRRN車両

気筒容積が1500ccを超え2500cc以下のRJ、RPNまたはRF車両。

気筒容積が2500ccを超える2輪駆動のRJ、RPNまたはRF車両。

DE-5クラス 気筒容積が1500cc以下のRJ、RPNまたはRF車両。

DE-6クラス 気筒容積が1500cc以下の、RPNまたはRF車両（AT限定）。または2500cc以下のAE車両。

第26条 参加資格

1. 競技参加者は当該年度JAF競技参加者許可証を所持していなければならない。但し、クルーが競技参加者を兼ねる場合、この限りではない。
2. クルーは当該年度有効な競技運転者許可証を所持していること。
3. クルーは参加車両を運転するのに有効な運転免許証を所持していなければならない。

第27条 参加申込方法および参加受理

1. 参加車両名は必ず車両名（型式ではなく通称名）を入れること。
2. 正式参加受理は、参加申込締切後5日以内に各参加者宛通知する。（eメール等のオーガナイザーが定めた電子的通通信手段によって行うことができる。）
3. オーガナイザーは、理由を示すことなく参加拒否をする権限がある。
4. 参加不受理の場合は、事務諸経費2,000円を差し引いて参加料を返還する。また、正式参加受理後、参加料および提出書類は一切返還されない。
5. 正式参加受理後の全ての変更は、参加者が理由を付した正式文書に変更手数料2,000円を添えてオーガナイザーに届けるものとし、競技会審査委員会の承認を必要とする。

第28条 参加者に対する指示および公示

1. 競技会審査委員会は国内競技規則4-9および10-10に従って、公式通知をもって参加者に指示を与えることができる。
2. 当該競技会に関する公示、JAFが行う指示事項および暫定結果を含む競技結果成績は、公式掲示板に公示される。
3. 競技会審査委員会および組織委員会の決定事項または公示あるいは参加者に関する特別事項も書面をもって参加者に伝達される。

第29条 参加確認

参加確認では、競技参加者許可証、参加受理書（発行した場合）、クルーの運転免許証・競技運転者許可証・健康管理カード・JMRC近畿個人会員証、ラリー競技に有効な自動車保険証書等必要書類を提示すること（各内容が明確に確認できること）。

第30条 クルーおよび参加車両の変更

1. 正式参加受理後のクルーの変更は認められない。ただし、コ・ドライバーについては、参加者から参加確認受付時までに理由を付した文書が提出され、競技会審査委員会が認めた場合はこの限りではない。
2. 参加クラスの変更を伴う参加車両の変更は認められない。

第31条 安全装備

1. クルーが着用するもの
当該年国内競技車両規則第5編細則ラリー競技に参加するクルーの装備品に関する細則に従ったヘルメットおよびレーシングスーツを着用すること。またグローブも着用すること（コ・ドライバーは任意）。

頭部および頸部の保護装置（FHRシステム）の装着を強く推奨する。

2. 参加車両に搭載するもの

非常用停止表示板（三角）2枚、非常用信号用具、牽引用ロープ、OK/SOSマーク（A3）2枚、救急用品を携行していること。また各車両規定に定められている仕様の消火器を装備すること。非常用停止表示板（三角）及びOK/SOSマークは、クルーが着座した状態で工具を使用することなく取り出せる場所に設置すること。

第32条 書類検査および車両検査

1. 書類検査

参加者は書類検査時に、参加車両の自動車検査証（自動車検査証記録事項及び付帯書類）・自動車損害賠償責任保険証を提示すること。

2. 車両検査

技術委員により参加車両の検査を行う。またマーキング・封印を行う場合がある。車両検査の可否の最終的な判定は技術委員長の判断となる。

①クルーは車両の主要諸元を証明するための当該自動車製造者発行のカタログ、パンフレット等（新型車解説書、整備解説書等を含む）を、常に携帯すること。また公認車両は前記書類の他に公認書および公認付属書も携帯すること。

②車両検査はタイムスケジュールに従って指定の場所で受けなければならない。車両検査を受けていない場合（競技会審査委員会が不可抗力と認めた場合を除く）および車両検査不合格の場合（競技会審査委員会は規則に合致させるための限られた修復時間を与える場合がある）はそれ以降の出走はできない。

③最終タイムコントロール通過後、指示された車両に対し最終車両検査を行う。また、競技会審査委員会または競技会技術委員長が必要と判断した場合、もしくは抗議の内容により必要とされる場合、分解を伴う検査を行う。最終車両検査の対象になった競技参加者はその指示に従うこと。その際の分解、組付けに必要な工具・部品・費用は全て競技参加者の負担とする。

④SSラリースリーズで重量測定の確認を行う場合は下記の通りとする。

1) 出走前車検で測定を行う場合はガソリン満タン（残燃料に関係なく満タンとみなす）で、冷却水（クーラント）以外の水は空とし、安全装備（ロールケージ等）は装着し、搭乗者、搭載物、工具およびジャッキは降ろした状態で計測を行う。＊クーラント以外の水が搭載されている場合は、その重量を計測値より減じた値となる。また、R J・R P N・R F・A E車両についてはスペアホイールの重量は含まれない、R R N車両は1本だけ搭載した状態で計測する。

2) その他車検時は上記方法に残燃料により算出（比重0.74kg/L）した重量を加味して行う。

3) R R N車両については当該年のF I A国際モータースポーツ競技規則付則J項に夫々定められた車両重量値とする。ただし、グループNとして公認された車両については公認書に記載された車両重量とする。ラリー競技開催規定細則：スペシャルステージラリー開催規定によるラリー競技においては、上記条件の下、車両（スペアホイールを1本のみ搭載）とクルー（ドライバー+コ・ドライバー+全装備品）を合わせた最低重量は上記で定める最低重量+160kgでなければならない。

4) R J車両・R P N車両・R F車両およびA E車両はカタログに記載された車両重量から

当該車両の燃料タンク容量に比重0.74を乗じた値（小数点以下切り捨て）を減じた値とする。

⑤オーガナイザーが指定・配布した競技番号（ゼッケン）及びJ A F公認競技会之証、広告指定された位置に貼り付けされていなければならない。なお、競技中外部から視認できるように維持されていること

⑥すべての参加者は公式車両検査と同時にラリー競技開催規定に従った服装、装備、備品について検査をうけること

第4章 競技に関する基準規則

第33条 プリーフィング

当該年度日本ラリー選手権規定第4章第16条に従う。ただし、プリーフィングの実施の有無に関わらず、オーガナイザーはすべてのクルーおよび競技参加者に対する指示事項（プリーフィング資料）を公式通知にて第1回審査委員会終了後直ちに発行するものとする。なお、当該指示事項に追加/変更が生じた場合は、当該競技会審査委員会の承認のもと再度、公式通知にて発表する。

第34条 スペシャルステージ

天候の急変による路面状況の変化ならびに車両がコースを逸脱した場合に重大な危険を招くことがないようクルーの安全性を考慮した適切な場所に設定すること。競技会審査委員会が危険と判断した場合、当該スペシャルステージの走行を中止する場合がある。

第35条 燃料補給および充電

オーガナイザーの指定した場所以外での燃料補給、充電は認められない。

第36条 整備作業の範囲

1. 整備作業の範囲

- ①タイヤの交換
- ②ランプ類のバルブの交換
- ③点火プラグの交換
- ④Vベルトの交換
- ⑤各部点検増締め
- ⑥整備申告書の提出によりオーガナイザーが認めた①～⑤以外の整備作業

2. サービス実施後は必ず担当オフィシャルの確認を受けること。

3. 本条1の範囲以外に何らかのサービスを行う必要がある場合は、技術委員長の許可を得ること。

第37条 リタイア

競技会の途中で競技を棄権する場合、また以降競技に出場しない場合その旨を書面にて競技役員に申し出て棄権しなければならない。

第38条 リスタート

レグ1において競技から離脱した参加者は以下を条件にレグ2への出走が許される。

- 1. オーガナイザーが指定する時刻までに再出走の申請を行うこと。
- 2. オーガナイザーが指定する時刻までに再車両検査に合格すること。
- 3. 当該競技会審査委員会の承認を得ること。

第39条 競技結果

競技結果はスペシャルステージで記録された所要時間と、ロードセクションその他で課せられたペナルティを合計して決定される。合計タイムが同じ場合は下記の順により順位を

決定する。

1. 最初のスペシャルステージの所要時間が少ない者。
2. 次のスペシャルステージの所要時間が少ない者。
3. 競技会審査委員会が最終決定する。

第5章 抗議

第40条 抗議

1. 参加者は自分が不当に処遇されていると判断した場合、国内競技規則第12条に従い、抗議する権利を有する。
 - ①抗議を行う場合は、必ず文書にて理由を明記し、抗議料を添えて競技長に提出すること。
 - ②抗議が正当と裁定された場合抗議料は返却される。
 - ③抗議により車両の分解検査に要した費用は、その抗議が正当と裁定されなかった場合は、抗議提出者。正当と裁定された場合は抗議対象者が負担する。その際に要した分解整備等の費用は競技会技術委員長が算出する。
 - ④審判員の判定、計時装置、安全上の判断に伴うタイヤの追加に関する競技長宣言に対して抗議することはできない。
 - ⑤競技会審査委員会の裁定は、抗議者に宣告される。
2. 抗議の時間
 - ①競技会技術委員長の決定に関する抗議は、決定直後に提出しなければならない。
 - ②成績に関する抗議は、暫定結果発表後30分以内に提出しなければならない。

第6章 競技会の延期、中止、または短縮

第41条 競技会の延期、中止、または短縮

1. 競技会審査委員会は保安上もしくは不可抗力などにより競技の運営に支障がある場合、競技会の延期、中止、短縮および内容の変更を決定することができる。
2. 延期されたために競技会への参加が不可能となった場合、オーガナイザーの指示する期間内に返還要求を行うことにより参加料は返還される。
3. 中止になった場合、参加料は返還される。
4. 競技の進行が全ての参加車両に対して、不可能または著しい障害になった場合または他に及ぼす影響等で競技の続行ができなくなった場合、競技会審査委員会の承認のもと競技長の判断により、打ち切りおよび特定区間の中断を行う。
5. 競技が打ち切りになった場合の成績は、競技打ち切り時点までにおけるものとし競技は成立する。また、打ち切りおよび特定区間の中断により、クラスごとにスペシャルステージ所要時間の合計区間が異なる場合がある。

第7章 損害の補償

第42条 損害の補償

1. 競技参加者、クルーは参加車両およびその付属品が破損した場合および第三者に損害を与えた場合、その責任を自己が負わなければならない。
2. 競技参加者、クルーはJAF、オーガナイザー、大会役員、オフィシャル、道路管理者、警察および関係省庁が一切の損害事故の責任を免除されていることを了承しなければならない。

ない。競技参加者、クルー、サービス員の負傷、死亡その他車両の損害賠償に対してJAF、オーガナイザー、大会役員、オフィシャル、道路管理者、警察および関係省庁は一切補償責任を負わない。

3. 競技参加者、クルー、サービス員が競技中に起こしたオーガナイザーおよび役員車またその設備や道路関係施設、会場施設・備品、樹木等の事故はいかなる場合も競技参加者が責任をもって賠償するものとする。

第8章 規則の解釈および施行

第43条 本共通規則の解釈

本共通規則、競技会特別規則および競技に関する諸規則の解釈に疑義が生じた場合は、競技会審査委員会の裁定を最終とする。

第44条 罰則

1. ラリー競技開催規定細則「スペシャルステージラリー開催規定第3章第31条別添5」に従う。
2. 規則違反、または競技役員の指示に対する不遵守は、国内競技規則に記載されている条項に従って罰則が適応される。
3. 本規則に関する罰則及び本規則に定められていない罰則の選択については、競技会審査委員会が決定する。
4. レッキ中の事故・違反・暴走に対し競技会審査委員会の裁定により、失格を上限とする罰則が適用される。

第45条 本共通規則の施行ならびに記載されていない事項

1. 本共通規則の適用は本シリーズ競技会に適用されるもので参加確認と同時に有効となる。
2. 本共通規則に記載されていない競技に関する事項は、JAF国内競技規則およびその細則に従う。
3. 公式通知はその示す範囲において、すでに示された事項に優先する。
4. 各規則発行後、JAFによって決定された事項は、すべての規則に優先する。

以上